工業標準化法第57条の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第392号

工業標準化法（昭和24年法律第185号）第57条第１項の規定に基づき、次に掲げる試験事業者を登録したので、同法第68条第６号の規定に基づき公告する。

平成29年７月13日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　辰巳　　敬

（平成29年６月21日登録分）

登録番号	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所	試験所の名称及び所在地	試験方法の区分（限定内容は省略）
170385ＪＰ	フェースサーベイ株式会社 大阪府大阪市北区南森町１丁目４番32号	フェースサーベイ株式会社 大阪府大阪市北区南森町１丁目４番32号	閉塞法皮膚貼付試験（パッチテスト）
040185ＪＰ	株式会社愛建総合設計研究所 愛知県刈谷市小垣江町亥新田20番地の２	株式会社愛建総合設計研究所　建築材料試験室 愛知県刈谷市小垣江町亥新田20番地の２	形状・寸法・質量・密度試験

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成29年７月13日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶⑯リの次に次のとおり加える。

ヌ　首都圏ツーリングプラン

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大２日間に、㈡(a)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「関越道・上信越道・東北道コース」という。）、㈡(b)に定める区間を通行（以下「東北道・常磐道コース」という。）又は㈡(c)に定める区間を通行（以下「東関東道・館山道コース」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等（ただし、別表１－１に掲げる自動車の種類がイ（ただし、自動二輪車に限る。）又はハで、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	最大日数	軽自動車等
関越道・上信越道・東北道コース	２日間	2,500円
東北道・常磐道コース	２日間	2,500円
東関東道・館山道コース	２日間	2,500円

㈢　実施する期間

平成29年７月14日から同年11月30日まで。

㈣　適用区間

(a)　関越道・上信越道・東北道コース

東京外環自動車道の大泉インターチェンジから草加インターチェンジまで並びに東北自動車道の川口ジャンクションから宇都宮インターチェンジまで並びに関越自動車道の練馬インターチェンジから沼田インターチェンジまで並びに上信越自動車道の藤岡インターチェンジから碓氷軽井沢インターチェンジまで並びに北関東自動車道の高崎ジャンクションから岩舟ジャンクションまで及び栃木都賀ジャンクションから都賀インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから幸手インターチェンジまでの区間。

(b)　東北道・常磐道コース

東京外環自動車道の川口西インターチェンジから三郷南インターチェンジまで並びに東北自動車道の川口ジャンクションから宇都宮インターチェンジまで並びに常磐自動車道の三郷インターチェンジから日立南太田インターチェンジまで並びに東関東自動車道の茨城空港北インターチェンジから茨城町ジャンクションまで並びに北関東自動車道の佐野田沼インターチェンジから岩舟ジャンクションまで及び栃木都賀ジャンクションから水戸南インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジからつくば牛久インターチェンジまでの区間並びに東水戸道路の全区間。

(c)　東関東道・館山道コース

東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジから潮来インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道の下総インターチェンジから大栄ジャンクションまで及び松尾横芝インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間並びに館山自動車道並びに新空港自動車道並びに京葉道路並びに千葉東金道路並びに富津館山道路並びに東京湾アクアライン並びに東京湾アクアライン連絡道の全区間。

㈤　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

１．⑷①ハの表中、

「平成29年７月15日まで」を「平成30年７月15日まで」に改める。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第８号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶⑳に基づく企画割引として下記のとおり実施するとともに、平成28年７月14日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」（以下「変更公告」という。）を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成29年７月13日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人